

令和2年9月14日

大阪府職員労働組合
府税支部北河内分会 分会長 様

大阪府北河内府税事務所長
西村 浩

職場環境整備等の要求に対する回答書

| 要 求 項 目 | 回 答 項 目 |
|--|--|
| 1 分会との労使慣行を遵守し、労使間の確認事項を遵守すること。労働条件等にかかわる業務の変更等については、事前に分会と協議し、協議が整わない場合は実施しないこと。 | これまでの良き労使関係については、今後とも維持してまいりたい。また、勤務条件に関わる事項については所要の協議をしてまいりたい。所属する労働組合による不平等な取扱いや労働組合に対する不当な介入・干渉は行っておりません。 |
| 2 労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドラインを遵守すること。 | 時間外勤務の管理については、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」を踏まえ、今後とも適正な管理に努めてまいりたい。 |
| 3 大阪府当局が過去に行った不当な賃金抑制を改め、給与・一時金を根本的に引き上げよう、関係機関に働きかけること。 | 要求の趣旨を税政課に伝えてまいりたい。 |
| 4 府税事務所に勤務する全ての職員に対し、税務職俸給表の適用、もしくは調整額の支給を行うよう、関係機関に働きかけること。 | 要求の趣旨を税政課に伝えてまいりたい。 |
| 5 労働条件を悪化させ、評価者を含む圧倒的多数の職員が資質の向上につながらないとする「相対評価」は撤回すべきであり、「新人事評価制度」の賃金リンクを撤回するよう、関係機関に働きかけること。とりわけ、今年度は新型コロナウイルス対応により全職場が混乱している中、評価そのものを中止すべきであり、賃金リンクを中止すること。 | 要求の趣旨を税政課に伝えてまいりたい。 |

| | | | | |
|---|--|--|---|---|
| 6 非常勤職員の雇用の継続や給料・労働条件の改善を行うよう、関係機関に働きかけること。 7 時差勤務を廃止し、勤務時間を拘束8時間とするよう、関係機間に働きかけること。 | 要求の趣旨を税政課に伝えてまいりたい。 8 「副主査」選考については、府税業務に必要な研修の参加を反映させるなど、対象者の負担を軽減すること。職務経験や専門性を発揮し、民主的・安定的な行政運営を行うためにも、誰もが行政職4級の水準に到達できるよう、賃金体系の改善を行うこと。 | 要求の趣旨を税政課に伝えてまいりたい。 9 「税収確保対策」等の取り組みにあたっては、課内会議等を適宜開催する等職員間の意志の疎通を図りながら推進してまいりたい。 その他のについては、要求の趣旨を税政課に伝えてまいりたい。 企業に対し、丁寧で十分な対応が必要であり、そのためにも人員確保をはじめとする適切な措置を講じ、職員の労働条件の確保を図ること。 | 「税収確保対策」等の取り組みにあたっては、課内会議等を適宜開催する等職員間の意志の疎通を図りながら推進してまいりたい。 その他のについては、要求の趣旨を税政課に伝えてまいりたい。 10 先般の大坂府北部地震、豪雨における参集実態の教訓を踏まえ、職員の安全確保の観点から参集方法や参集場所など、参集時の危険回避のための改善方策を職員の意見を踏まえて検討すること。また、現在職員の自己負担となるていている、交通途絶等によりやむを得ず通勤認定ルートを外れて参集した場合の交通費を支給すること。 新型コロナウイルスに係る応援等に係る通勤認定変更については、職員の負担軽減を行うよう、関係機間に働きかけること。 | 要求の趣旨を税政課に伝えてまいりたい。 11 職員の長時間勤務解消や過重労働防止等、実質的な労働時間の短縮を図る観点から、人事異動などにおいて本人の希望を尊重するなど、適切に対応すること。 |
|---|--|--|---|---|

| | |
|--|---|
| <p>1.2 再任用職員の労働条件等を改善すること。</p> <p>① 給与・一時金の改善を行うよう関係機関に働きかけること。</p> <p>② 再任用職員の福利厚生を再任用以外の職員と同等にすること。また、人間ドック受診に補助金制度を創設するよう関係機関に働きかけること。</p> <p>③ 週休日に勤務を命ぜる場合、通勤にかかる交通費が支給されないため、交通費を支給するよう、関係機関に働きかけること。</p> | <p>要求の趣旨を税政課に伝えてまいりたい。</p> |
| <p>1.3 VDT作業における職員の健康管理体制の充実と作業環境の整備を行うこと。また、VDT特別健康診断の充実と全員受診体制を確立するよう、関係機関に働きかけること。</p> | <p>要求の趣旨を税政課に伝えてまいりたい。</p> |
| <p>1.4 セクハラ、パワハラ防止のための啓発活動や研修など実効ある対策を講じること。</p> | <p>セクシャルハラスメント、パワーハラスマント防止については、これまででも機会をとらえて、職員に周知を図ってきたところです。今後も、引き続き周知徹底を図ってまいりたい。</p> |
| <p>1.5 下記のとおり熱中症対策・職員の健康管理、執務環境の改善を行うこと。また、冬季についても能率的な職務と職員の健康管理のため、空調の弾力的運転と空調機器の整備を徹底すること。</p> <p>① 室温28°Cを徹底し、職員が快適に勤務できるようになります。 ・室温28°Cは冷房の設定温度ではないことを踏まえ、全体の室温が28°Cとなるようにすること。 ・職員が快適に勤務できるよう、始業から終業まで室温維持ができるよう運転すること。また、職員がやむを得ず時間外勤務を行う場合は冷房を運転すること。</p> <p>② 職員が自由に水分補給等できるように、必要に応じて休息が取れるよう徹底すること。</p> | <p>① 冷暖房の運転については、これまでから執務室内の適温管理に努めているところであり、今後とも状況に応じ、適切な運用に留意してまいりたい。</p> <p>② 水分補給等については、職員の健康管理に留意しながら適切に対応してまいりたい。</p> |